

## つくれ住民票！第2次訴訟控訴審判決（12, 9/27）敗訴に！

—「行政サービスは享受できているので、重大な損害を生ずる恐れなし」と

棄却—

—「子の福祉のためには、職権による住民票の記載の検討を」促す—

田中須美子

弁論を終結した前回の裁判の中で裁判長が二度にわたって、世田谷区に住民票を作らないのかと尋ねていたのですが、もしかしたらと期待していたのですが、訴えは棄却されてしまいました。ちょうど電話相談の日と重なってしまったために判決を傍聴できず、電話での一報で知り皆でがっかりしていました。

判決は一審判決と同じように、「行政サービスを受けるためには、区に積極的に働きかけなくてはならないという負担が生じているものの、行政サービスは享受できているので、重大な損害が生ずる恐れがあるとするにはできない」と述べています。一生懸命行政に働きかけなければ損害が生じ、子どもにも生活的にも不利になるので働きかけるしかなく、そうすると、享受しているのだから重大な損害はないではないか、というこの論理、判断には怒りがわきます。

更に、これも一審判決と同じですが、次の理由から、出生届をしないことに合理的理由はないと切り捨てています。「出生届をしないのは自己の信条に基づくものであり、このような信条を配慮した付せん処理による出生届の提案も受け入れず、しかも本件不受理処分が違法でないことは前訴最高裁判決で確定している」 またも判決は、出生届を出していないことを、母の身勝手な行為であるかのように非難していますが、それこそが国際人権のレベルに程遠い、裁判所の差別性の露呈であると考えます。

ただ、判決で評価できる点は、「子の福祉のためには、住民票の記載について職権調査の方法によることも行政上の措置として検討されて良いのではないか」と住民票記載の検討を促したことです。これは住民票作成を具体的に検討し始めた世田谷区長に対しての後押しと応援になるものと思います。

更に判決は、棄却理由について控訴審での新たな主張への判断を加える他は、一審の判断（Vo i c e 6－8月号掲載）通りなのでこれを引用するとしました。